

内閣総理大臣 岸田文雄様
防衛大臣 浜田清一様

安保関連三文書の閣議決定を即時撤回してください

岸田政権は、2022年12月16日、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる安全保障関連三文書を臨時閣議で決定しました。かつて使われていた「敵基地攻撃能力」という用語は「反撃能力」と言い換えられ、攻撃対象を相手国の特定のミサイル基地に限らない指揮統制機能（軍司令部や政府関係機関）および軍事施設等一般への攻撃までも想定しうる状況となり、警鐘が鳴らされています¹。

刑法における正当防衛の議論を敷衍するならば、刑法36条1項では正当防衛は「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為」とされており、1)「侵害の急迫性（攻撃の現在性）」、2)「防衛の意思」、3)「防衛の必要性」、4)「防衛行為の相当性」が厳密に吟味されなければなりません。例えば、相手の攻撃が予期できた上で、なおかつ回避せずに反撃した場合、あるいは反撃の準備をして待ち構えて反撃した場合、正当防衛は成立せず、侵害招致行為と見做されます²。さらに、敵基地のみならず、他の関連機関や関連施設への反撃を想定するなら、それはすでに「やむを得ない行為」としての相当性を欠き、過剰防衛あるいは口実防衛というほかありません。つまり、今回の岸田政権の閣議決定による反撃能力の保有は、すでに「防衛の意思」を超えた「積極的加害意思」を持つものであり、到底、正当防衛には該当しません。いわんや国権の発動たる戦争においては、さらに甚大な被害が生じるわけですから、より厳密な吟味が必要なことは言うまでもありません。

反撃ならば自衛権行使の範囲内だというのは、詭弁に過ぎません。自衛のための武力の保持は国際法上認められているという議論もありますが、日本国には、かつて自衛のためという口実で侵略戦争を行い、隣国を植民地化するなど、決して拭い去ることのできない「前科」があることを忘れてはなりません。例えば、日中戦争の発端となった盧溝橋事件では、近衛文麿内閣は「自衛権の発動」を口実に陸海軍を増派し、「北支事変」という虚構のもとに、日中戦争に突入しましたが、いまだに誰が最初に発砲したかは不明です³。あの真珠湾を一

¹ 日本弁護士連合会が2022年12月16日に発出した「「敵基地攻撃能力」ないし「反撃能力」の保有に反対する意見書」の注6に、以下の懸念が表明されている。

「反撃の能力」という用語の意味するところが、相手国の指揮統制機能や軍事施設一般にまで攻撃対象を広げて、日本が無限定にミサイル攻撃や航空攻撃をすることを認めるといふ議論になるとすれば、それは相手国領域に対する全面的な武力攻撃を容認するということに等しく、これは、戦後積み重ねられてきた自衛権の行使の限界、外部からの急迫不正の侵害を日本の領域から排除する限度での実力の行使という原則を一足跳びに跳び越えて、日本が本格的な戦争を相手国領域内でも行おうということになりかねない。

² 例えば、木崎峻輔「近時の裁判例における正当防衛状況の意義及び機能」（2016、筑波法政第67号37-64）を参照。

³ 例えば、秦郁彦『盧溝橋事件の研究』（1996、東京大学出版会）や加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』（2007、岩波新書）を参照。

方的に急襲して始められた太平洋戦争でさえ、自存自衛のための戦争として始められたことを、私たちは胸に刻みつけねばなりません⁴。

かつて韓国駐在の公使であった三浦梧楼の計略によって、王妃である閔妃が宮廷内で斬殺され、遺体が焼却・遺棄された事件がありましたが、この事件を詳細に調べた角田房子は次のように述べています。

全員が「閔妃暗殺は、日本の将来に大いに貢献する快拳である」と信じて、一点の疑いも抱いてはいなかった。《逆効果になりはしないか。日本を窮地に追い込む結果になりはしないか》と思い悩んだり、ためらったりした人はいない。彼らの多くが、殺人は刑法上の重大犯罪であり、特に隣国の王妃暗殺は国際犯罪であることを知らなかったわけではない。しかしそれが、“国のため”であれば何をやっても許される、それをやるのが真の勇気だという錯覚の中で、殺人行為は「快拳」となり、“美拳”と化した⁵。

私たちは、現在、岸田政権が「国のため」あるいは「自衛のため」と称して行っている議論や決定も、決して快拳ではなく、隣国またアジア諸国に対してかつての忌まわしい記憶を呼び起こすに過ぎない、愚かな振る舞いにほかならないのではないかと憂慮します。

安保関連三文書の閣議決定は、これまで憲法 9 条のもとで辛うじて専守防衛に踏みとどまってきた、いまなお「敵国条項」の縛りの中にある前科国家としての日本の責任と良心を抛擲するものであり、北朝鮮や中国、ロシアなどの示威行為を利用して、民主主義を否定し戦争ができる権威主義国家を目指そうとしている現状に、断固として異を唱えます。

ウクライナ戦争からも容易に推察されるように、圧倒的な武力の差があったとしても、一旦戦争が始まれば、それが侵略戦争であろうと、自衛戦争であろうと、終結させるのは至難の業です。隣国との対立や溝が深まる中で、いま私たちがなすべきことは、武力に訴えて抑止力を働かせるのではなく、歴史の教訓に学びつつ、憲法前文に謳われているように「平和を愛する諸国民（「諸国」ではなく「諸国民」であることに注目すべきです）の公正と信義に信頼する」道を外交努力によって切り拓いていく以外にありません。

そもそも、かつての「国民国家」が想定していたような防衛概念は、現実を反映しておらず、日本にも多くの外国人が居住するとともに、海外にも多数の日本人が暮らしており、お互いに家族や共同体を形成する大切な仲間となっています。国家は、侵略戦争であれ、自衛戦争であれ、兎にも角にも武力以外の手段を用いる以外に、人々の生命と生活を守るべきがないのです。

上記のことを考慮し、是非とも、安保関連三文書の閣議決定を即時撤回されますよう、心よりお願い申し上げます。

2022 年 12 月 25 日 クリスマスの日に
日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会 委員長 小塩海平

⁴ 『日米開戦と情報戦』（森山優、2016、講談社現代新書）を参照。1941 年 12 月 8 日、開戦と同時に発表された天皇による「宣戦の詔書」は日本に対して抗戦をつづける中国を支援する英米が、軍事的・経済的な圧迫を日本に加え、国の存立が危うくなったため、「自存自衛」のためにやむなく戦争に訴えた、と述べている（原文：帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ）。

⁵ 角田房子『閔妃暗殺』（1988、新潮社）p.306